

18. 東北学院大学 GPA に関する取扱い要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、東北学院大学試験施行細則第8条第4項に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要項において「GPA」とは、各授業科目の成績評価（素点）に対応して4～0の評価（グレードポイント。以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりの成績評価平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、本学卒業要件科目で評価を受けた授業科目とする。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、GPAの算出の対象授業科目としない。

(配 点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを配点する。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) S (90点～100点) | GP = 4 |
| (2) A (80点～ 89点) | GP = 3 |
| (3) B (70点～ 79点) | GP = 2 |
| (4) C (60点～ 69点) | GP = 1 |
| (5) D (0点～ 59点) | GP = 0 |
| (6) H (試験放棄・履修放棄) | GP = 0 |

(GPAの計算方法)

第5条 GPAの計算は、次に掲げるとおりとし、計算値は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までの数値を表記する。

- (1) 当該学期GPAの計算式

$$\frac{\text{(当該学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

- (2) 累積GPAの計算式

$$\frac{\text{(過去に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{過去の総履修登録単位数}}$$

(履修放棄科目の取扱い)

第6条 履修登録科目の辞退申請をした科目を除き、履修を放棄した科目の成績は、放棄として扱う。

2 履修登録科目の辞退申請期間は、別に定める。

3 履修登録科目の辞退申請期間に辞退した科目の単位数は、履修上限単位数に含める。

(GPAの通知)

第7条 GPAの学生への通知は、成績通知表に当該学期GPA及び累積GPAを表記し、通知する。

(学修指導計画)

第8条 各学部は、GPAに基づく学修指導の計画を策定し、学生への学修指導を行うものとする。なお、GPAが1.0以下の場合には退学勧告することができる。

(改 廃)

第9条 この要項の改廃は、教務委員会の議を経て、学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成28（2016）年1月20日から施行し、平成27（2015）年4月1日から適用する。

※東北学院大学GPA制度は、平成28年度入学生から適用されます。平成27年度以前の入学生には適用されませんので注意してください。